

「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和2年12月28日(月)～令和3年1月29日(金)まで

(2) 意見の応募者数 3名
意見数 9件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		1名	2名			3名

2 意見の処理状況

区分	処理区分	数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	3
C	計画の参考とするもの	
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	6
	計	9

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	・福祉人材の募集方法に課題があると考えます。現状では人材募集の情報源に触れる機会が乏しいように感じる。例えば、市役所内のわくわくショップUの通販サイトを立ち上げ、そこに福祉人材の募集に係るリンクを掲載する方法や、幼稚園・小中学校の保護者向けへ募集に係るプリントを配布する方法はどうか。	B	・近年の障がい福祉サービス事業所の増加や、計画期間中のサービス見込量を確保するためには、それを担う福祉人材を確保する必要があると認識しております。 ・今後も、県の福祉人材の無料職業紹介や各種研修などについて、引き続き周知を行うほか、より効果的な周知方法について、ご意見いただいた内容を含め、調査・研究させていただきます。

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
2	<p>・計画の周知・啓発について、LINE やメールでの情報発信も有効ではと考える。また、教育機関を通じた生徒や保護者へのチラシ配布や市内マンションの掲示スペースの活用も周知に適していると思う。周知の「あらゆる機会」の一つとしてお伝えしたい。</p>	B	<p>・本計画の推進にあたっては市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や各種団体等を通じた周知など、効果的な周知と意識の啓発に努めてまいりますので、今後の周知啓発方法を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
3	<p>・現在、新型コロナウイルスの感染拡大で誰もが苦しい生活を送っている。今回のこの感染状況から、今後のサービス支援の在り方の検討が必要だと感じる。地域で暮らす障がい児者の預け先がなくなり、ショートステイも制限され、居宅介護・移動支援はなかなか対応してもらえなくなる。こうした時にすぐに対応してもらえるシステムを作ってほしい。受け皿となる事業所がない中、対応してくれる事業所を探すことが求められる。この緊急事態に新しい事業所は見つからない。安心できる対応が望めたらと思う。</p>	B	<p>・障がい福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが提供されることが重要であると認識しております。</p> <p>・今後も、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、引き続き、国からの通知等に基づき事業所にサービス提供の継続を依頼するとともに、障がい者及びその家族への相談対応等を行いながら、状況に応じて栃木県が実施する「在宅障がい児者受入体制整備事業」を活用するなど、障がい児者及びその家族、サービスを提供する事業所等に対して、情報提供や相談対応等に努めてまいります。</p>
4	<p>・地域内交通の利用登録方法の改善と利用可能地域の拡大を求める。登録方法については、居住する地区の自治会長に申し込む方法に加え、市役所を通じて申し込む方法も選べるように望む。そして、居住地域での利用に限られていた地域内交通の利用を、市役所を通じて利用登録をすれば希望する他地域でも可能にするよう検討をお願いします。自治会長に申し込みをする方法では、障がいを身近な人に明かさなければならぬので、人権に配慮されているとは思えない。それだけでなく、現在の地域内交通の</p>	E	<p>・地域内交通の利用登録方法につきましては、最寄りの各地区市民センター窓口におきましても申し込み手続きができるよう取扱いを行っているところです。また、運行範囲につきましては、地域にお住まいの方の生活圈などを踏まえ、原則として地区内としておりますが、地区内で確保することができない施設がある場合には、必要に応じて地区外の目的施設を設定しているところでもあります。</p>

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
	仕組みでは通院等の際に自分に合った医療機関を選ぶ権利も障がい者には保障されていないように感じる。移動手段が確保され、障がい者が体調管理を積極的に行える環境が実現するよう、状況の改善を願う。		・引き続き地域のニーズや実情を踏まえながら、地域内交通の利便性向上に努めていくとともに、外出を支援するための障がい福祉サービス等の安定的な提供や交通費の助成などを行い、障がい者の外出支援の充実に努めてまいります。
5	・2020年10月広報うつのみやの「地域共生社会を考える」の特集は、深掘した内容や具体的な啓発が非常に良かった。同様の内容を、今後もさらにテレビや新聞などを使い、積極的な発信を望みたい。	E	・本市では、年齢や性別・障がいの有無などにかかわらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできるよう、「地域共生社会」の実現を目指しておりますことから、引き続き、広報紙やホームページにおいて周知啓発するとともに、ご意見いただいた内容を含め、より効果的な周知啓発に努めてまいります。
6	・学校教育の現場で、障がいをもつ当事者を招いたインクルーシブかつ工夫ある授業、または出前講座を実施してはどうか。当事者に参加してもらうことにより、学生がより真剣に障がいについて考える機会になるのではと考える。	E	・小中学校におきましては、学校の実状に応じて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ機会をとおして互いの理解を深めるとともに、障がいのある方を招いての講話や車いすの体験、盲導犬とのふれあい教室、市で作成した合理的配慮の提供に係る周知啓発動画（DVD）の活用などにより、児童生徒が障がい等について理解する機会を設定しております。 ・引き続き、様々な教育活動をとおして、児童生徒の障がい理解の促進に取り組んでまいります。
7	・障がい者の雇用について、「障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題」の雇用・就業の項目に、「障がい雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」が創設されたところがあるが、宇都宮市における具体的な状況を教えていただきたい。認定件数はどのくらいで、その事業所名はどのように公表しているのか。また、優良企業の積極的評価や課題も含め、様々なメディアを通じ、発信量を増やした方がいいのではないかと考える。	E	・「障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」につきましては、令和2年4月に開始され、厚生労働大臣が障がい者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度となっており、同年10月に、全国で初めて事業者が認定されたところであります。 ・この制度は、都道府県労働局又はハロ

No.	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
			<p>一ワークが事業主からの申請を受け，認定・公表する仕組みになっているところです。なお，令和3年1月末現在，本市の認定事業主はいない状況と聞いております。（本制度に係る詳細につきましては，厚生労働省ホームページをご覧ください。）</p>
8	<p>・屋板のサン・アビリティーズで2019年に行われたお祭りは良い取組だと思った。このお祭りのチラシは幼稚園で配布された。この周知方法は効果的だったと思うので，今後も継続してほしい。</p>	E	<p>・毎年サン・アビリティーズで開催している「ふれあいまつり」と「サンアビ感謝祭」につきましては，市内の全ての幼稚園・保育園，地元自治会や近隣住民などにチラシを配布し周知しているところであります。</p> <p>・今後も引き続き，効果的なイベントの実施に努めてまいります。</p>
9	<p>・障がい者の芸術文化活動振興について，他の市では行っているところもあるようだが，芸術文化活動を行うファシリテーター等の養成講座も行ってほしい。</p>	E	<p>・現在，厚生労働省が実施している「障害者芸術文化活動普及支援事業」において，都道府県が「障害者芸術文化活動支援センター」を設置・運営する役割を担っており，当該センターの事業として「芸術文化活動を支援する人材の育成」や「関係者のネットワークづくり」など実施しているところであります。</p> <p>・このような中，本市といたしましては，より多くの活動や発表の場を提供できるよう，引き続き，各種芸術・文化に係る講座やうつつのみやふれあい文化祭，わくわくアートコンクール等を開催してまいります。</p>